

避難所等としての施設利用等に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）と北部日本自動車学校（以下「乙」という。）は、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲から乙へ協力要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）避難所等に指定された施設（以下「指定施設」という。）の利用
- （2）指定施設の利用及び避難所の開設・運営等（以下「施設利用等」という。）への協力
- （3）避難輸送にかかる車輛及び運転手の提供（以下「避難輸送等」という。）
- （4）前3号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し、決定した業務

（避難所等として利用できる施設の範囲等）

第3条 乙は、避難所等として利用できる施設の範囲を定め、甲に避難所等指定承諾書（第1号様式）を提出するものとする。なお、乙は指定施設を廃止又は改築その他の重要な変更を加えようとするときは、甲に対し事前に届出るものとする。

2 甲は、利用できる施設の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

（避難所配備職員の派遣）

第4条 甲は、施設利用等を行う場合には、避難所等に避難所配備職員を派遣するものとする。

（協力の要請等）

第5条 甲は、第2条に定める業務の協力要請の必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲は、乙に対して協力を要請するときは要請事項に応じて以下の文書により通知するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）施設利用等を要請するとき
避難所等開設通知書（第2号様式）
- （2）避難輸送等を要請するとき
緊急輸送協力要請書（第3号様式）

3 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、施設運営に支障のない範囲で協力す

るものとする。

（避難所等の開設）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、指定施設に避難所等を開設することができるものとする。

- （1）災害時等において、市民の避難を要する場合。
- （2）広域避難を要する大規模な災害が発生し、伊達市外からの避難者を受け入れる場合。
- （3）その他、著しく市民の生命を脅かす事態になり、甲が指定施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 避難所等の開設は、乙の職員の協力を得て、甲が派遣した避難所配備職員が行うものとする。

3 甲は、夜間休日等に災害が発生し、指定施設に避難所等を開設する必要があるときは、乙の了承のもとで乙の施設を避難所等の利用に供することができるものとする。この場合の避難所等の開設は、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、事前に乙の了承を得ることが困難なときは、本項の規定にかかわらず、甲は第3条第1項の規定により乙から提出を受けた避難所等として利用できる施設の範囲内において、施設の利用及び避難所等の開設をすることができるものとする。なお、この場合、甲は乙に対し、速やかに施設の利用及び避難所等の開設について通知するものとする。

4 乙は、災害時等において甲が指定施設に避難所等を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨を通知するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣するものとする。

（避難所等の管理運営等）

第7条 避難所等開設時における指定施設の管理運営は、甲の責任において行うものとし、乙は必要に応じて甲に協力するものとする。

（避難所等の物的援助）

第8条 食糧品、飲料水、その他避難生活に必要な物的援助は、原則として甲が行うものとする。ただし、避難者等に対して緊急に物資を提供する必要があるときは、乙に必要な物的援助の要請をすることができるものとする。

2 乙は、可能な範囲内において避難所等の物的援助について甲に協力するものとする。

（避難所等の開設期間）

第9条 避難所等の開設期間は、開設から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等利用許可期限延長申請

書（第４号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

（避難所等の閉鎖）

第10条 甲は、乙の施設の避難所等を閉鎖する場合は、乙に避難所等閉鎖通知書（第５号様式）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（避難輸送等の要請範囲）

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、乙に避難輸送等の要請ができるものとする。

- （１）市民の避難を要し、自力での避難が困難な場合
- （２）避難者の安全確保もしくは健康のため、他の避難所もしくは医療機関等への移送が必要な場合
- （３）前２号に定めるもののほか、甲及び乙が協議し必要と判断した場合

２ 乙は、可能な範囲内において避難輸送等について甲に協力するものとする。

（業務報告）

第12条 乙は、第５条第２項第２号の規定による避難輸送等を実施したときは、当該業務の終了後速やかに避難輸送等実施報告書（第６号様式）により甲へ報告するものとする。

（責任）

第13条 乙は、第２条第１項第３号に掲げる業務に起因し、乙の責に帰する理由により、同乗者もしくは第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

（費用負担）

第14条 乙が、第２条第１項各号の甲の要請に応じることにより生じる費用は、甲が負担するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあつては、その定めに従うものとする。

２ 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（秘密保持）

第15条 甲及び乙は、この協定による業務の遂行に関し知り得た相手方の営業上又はその他業務上の一切の情報、及び住民の個人情報について相手方へ事前に承諾を得ないで第三者へ開示又は漏洩してはならず、この協定による業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

（連絡体制の整備）

第16条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、この協定に係る連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、連絡体制（変更）報告書（第７号様式）により相互に報告するものとする。なお、その内容に変更があったときは、速やかに相手方に報告するものとする。

２ 甲及び乙は、必要に応じ平素から情報の交換を行い、施設利用等に備えるものとする。

（協定の有効期間）

第17条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第18条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和７年９月18日

甲 福島県伊達市保原町字舟橋180番地
福島県伊達市
伊達市長 須田 博行

乙 福島県伊達市原島95番地
株式会社北部日本自動車学校
代表取締役社長 野田 拓男